

静岡県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和6年4月24日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

1 不在者投票のできる施設の変更

| | 施設名 | 所在地 |
|---|---------------------------|------------|
| 新 | JA静岡厚生連 中伊豆温泉病院 | 伊豆市下白岩75番地 |
| 旧 | JA 静岡厚生連 リハビリテーション中伊豆温泉病院 | 伊豆市上白岩1000 |

2 変更年月日 令和6年4月24日